

個人情報保護制度の見直し に関する最終報告案 (概要)

**令和2年12月
個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース**

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**

⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**

2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**

⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。

〈不均衡・不整合の例〉

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

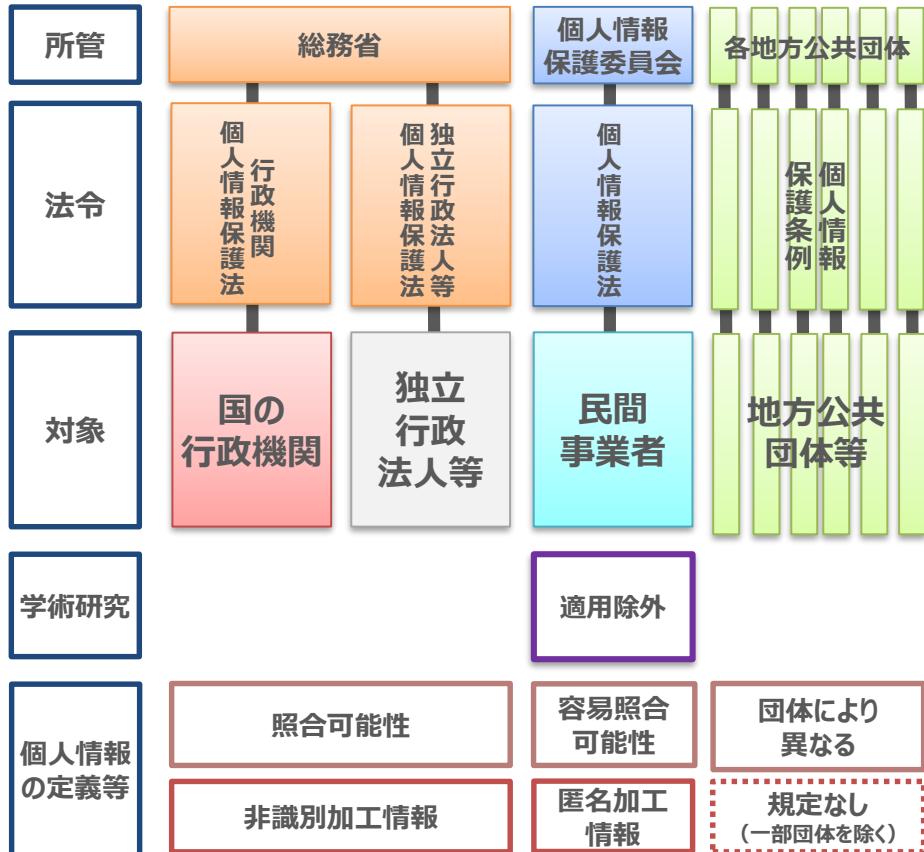
附則第十二条

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。**

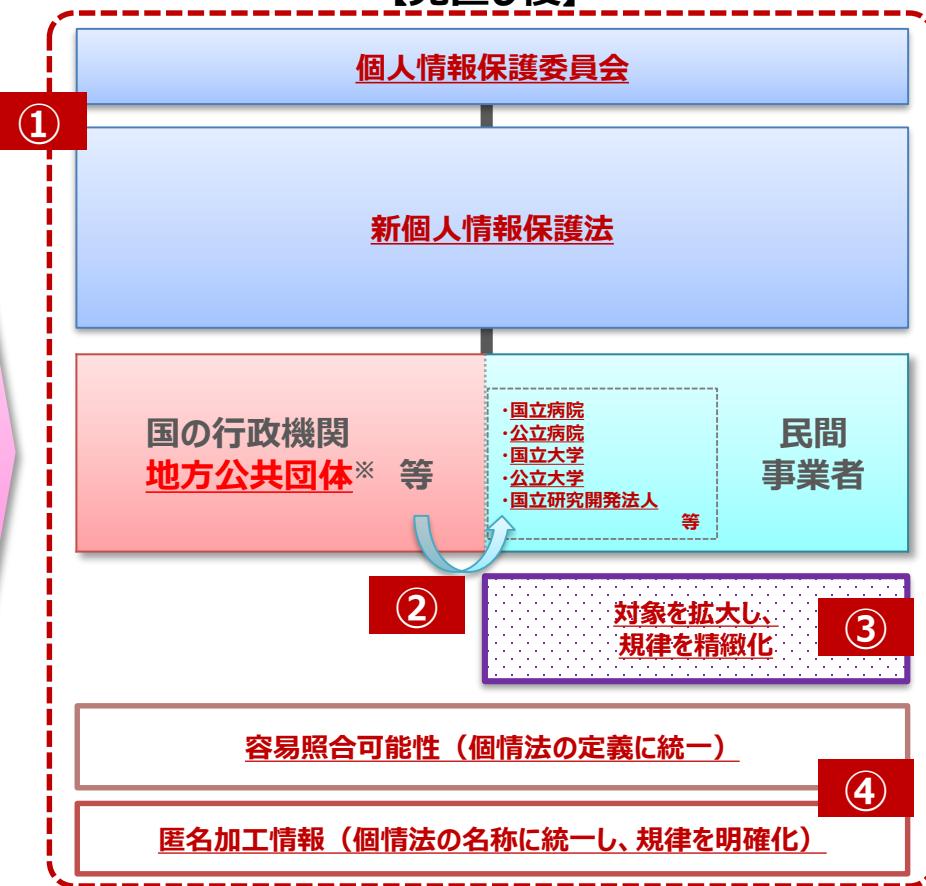
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合とともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- 現行の独法等個情法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- その結果、医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- 法の施行状況の調査・公表
- 総合案内所の運営
- 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

規律の不均衡が発生

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ガイドラインの策定
- 報告及び立入検査
- 指導及び助言
- 勧告及び命令
- 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には民間事業者と同様の規律を適用。
- ・ ただし、本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定については、これらの規定がそれぞれ情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格を有することに鑑み、現行法と同様、全ての独法等を行政機関に準じて扱う。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

独法等のうち、民間に類する立場で民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等
※
(例)

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

国の行政機関

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、上記に該当しないもの

- (例)
・ 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

※ 「民間のカウンターパートと継続的なデータ流通を行う業務」と「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」の双方を行う独法等については、後者の業務を行う部門に対しては例外的に行政機関と同様の規律を適用する。

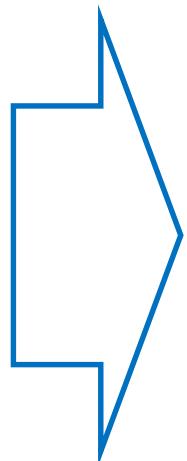
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- EUから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても GDPRに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個情法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこと**とする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】

個人情報
取扱事業者の義務

**学術研究は
全て
適用除外**
(=学術研究機関等が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)



【見直し後】

利用目的による制限



学術研究は例外

(=学術研究機関等が
学術研究目的で個人情報を
取り扱う必要がある場合は例外)

要配慮個人情報の取得制限



学術研究は例外

第三者提供の制限



学術研究は例外

- ※1 ①学術研究機関等による研究成果の発表・教授に不可欠
- ②提供先が学術研究機関等
- ③提供元が学術研究機関等かつ提供先と共同研究

安全管理措置等



学術研究も適用

保有個人データの開示等



学術研究も適用

個人情報保護委員会が監督

※2

※3

※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）

※2 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用

※3 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

<現行法の規律>

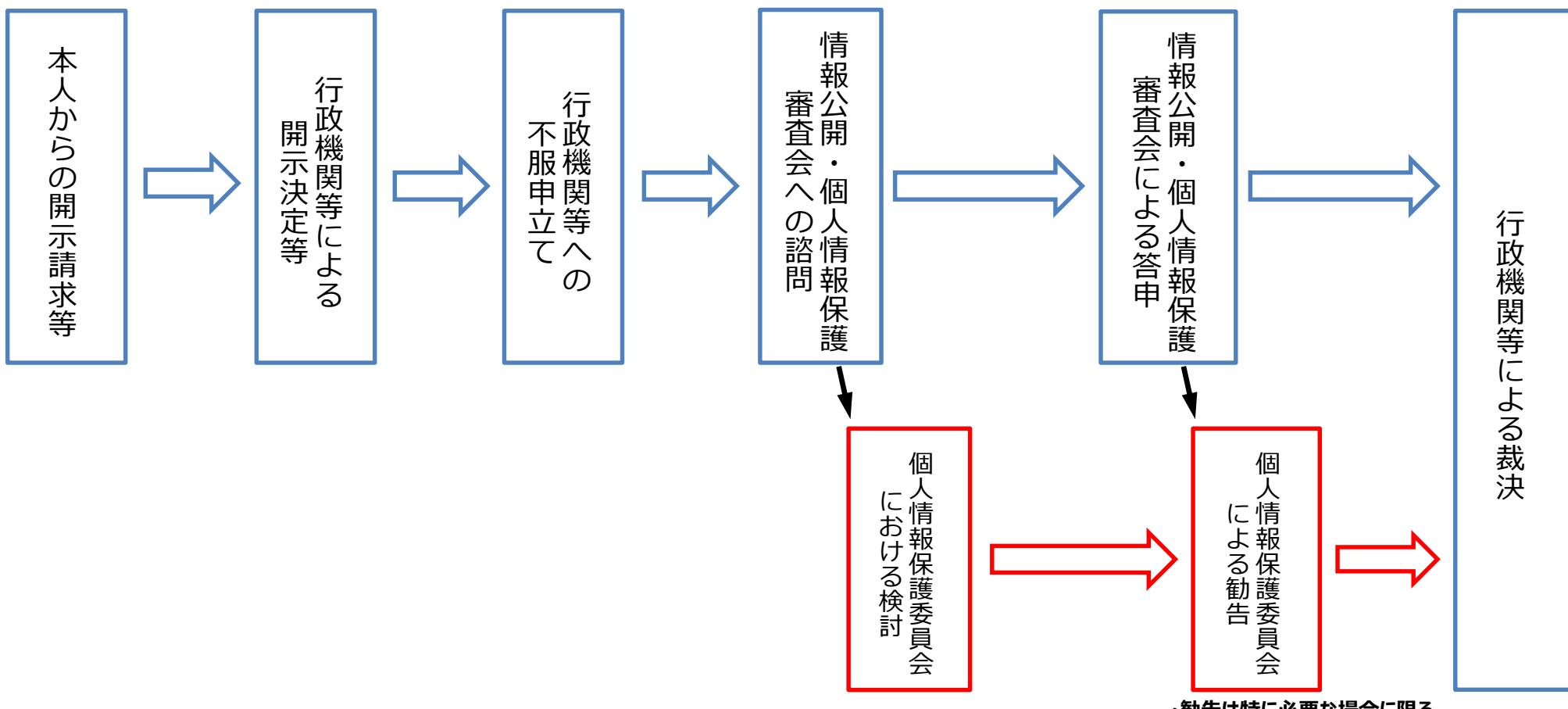
- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個情法及び独法等個情法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

<改正の方向性>

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取りに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

行政機関等の開示決定等への不服申立ての扱い

- 個人情報保護法上の開示決定等についての不服審査と情報公開法上の開示決定等についての不服審査とを整合的に処理する必要性から、**一元化後も、情報公開・個人情報保護審査会の機能を基本的に維持する。**
- ただし、一元化後は、行政機関等による開示決定等の当否についても個人情報保護委員会による監視・監督を及ぼす必要があることから、**個人情報保護委員会は、特に必要と認める場合には、開示決定等の当否について、行政機関等に対して勧告を行い得ることとする。**
- 個人情報保護委員会による上記勧告は、情報公開・個人情報保護審査会における審議結果を踏まえ行われる必要があることから、審査会への諮問の内容とそれに対する答申の内容を個人情報保護委員会へ共有する。



＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※いわゆる「2000個問題」

- ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

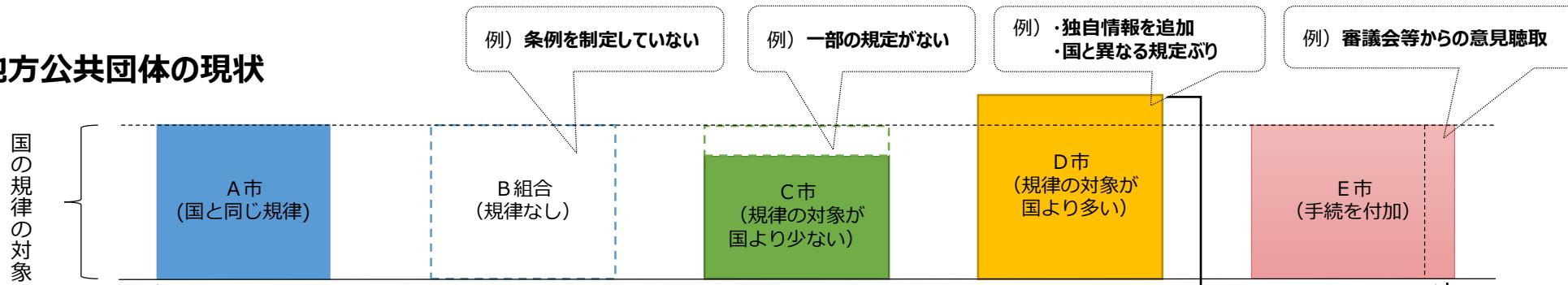
- 例)・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

＜改正の方向性＞

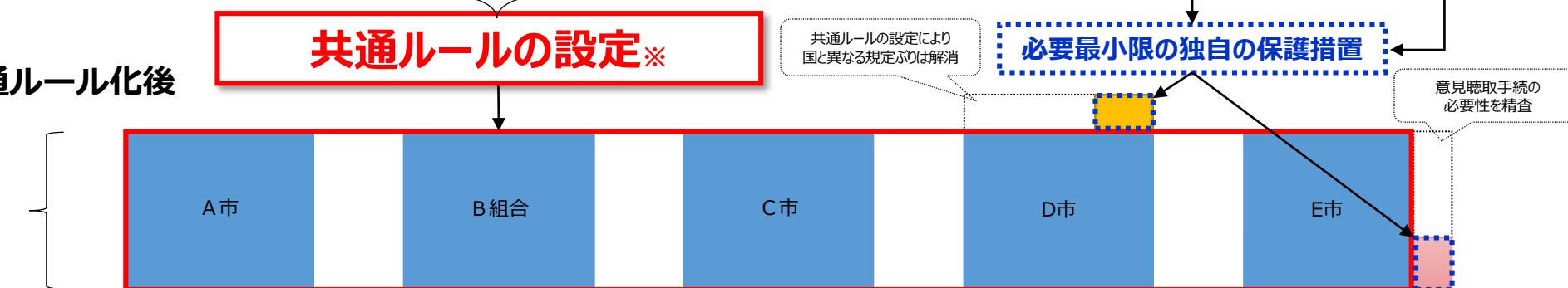
- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

例)・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

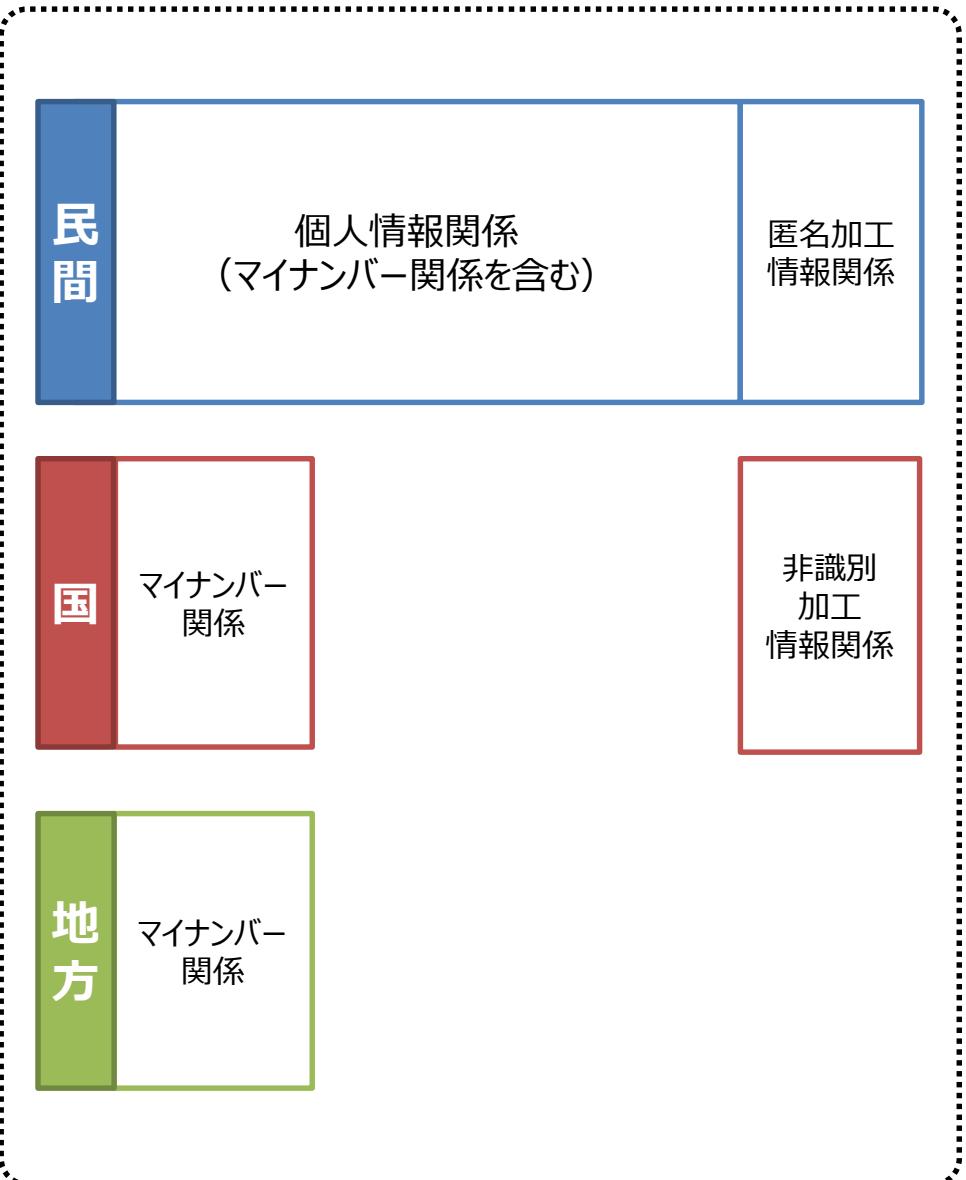
⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【現行の個情委の監督範囲】



【見直し後の個情委の監督範囲】



【参考】一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等^{※1}	国の行政機関等^{※2} ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律 (現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド)			
・利用目的の特定等、適正取得	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
・正確性確保、安全管理措置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
・第三者提供制限	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
・開示等請求	<input type="radio"/>		
・匿名加工情報の作成・提供	<input type="radio"/>		
国の行政機関等に係る規律 (現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド)			
・保有制限、目的明示			<input type="radio"/>
・正確性確保、安全確保措置			<input type="radio"/>
・利用・提供制限			<input type="radio"/>
・個人情報ファイル保有の事前通知			<input type="radio"/> ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・開示等請求		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・匿名加工情報の作成・提供		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ^{※4}

※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。

※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。

※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。

※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

【参考】行政機関等に対する監視・監督のあり方

- 一元化後は、行政機関等における個人情報等の取扱い全般についての監視権限を個人情報保護委員会に付与することとし、加えて、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても、個人情報保護委員会が国の行政機関等と同様に監視・監督することとする。

		現行	見直し後 ※1※2
報告徴収	民間事業者	個情委による報告、資料提出の求め	個情委による報告、資料提出の求め
	行政機関	総務大臣による資料提出・説明の要求	
	独法等	—	
	地方公共団体等	—	
立入検査	民間事業者	個情委による立入検査	個情委による立入検査
	行政機関	—	個情委による実地調査 ※3
	独法等	—	
	地方公共団体等	—	
指導・助言等	民間事業者	個情委による指導・助言	個情委による指導・助言
	行政機関	総務大臣による意見の陳述	
	独法等	—	
	地方公共団体等	—	
勧告・命令	民間事業者	個情委による勧告・命令	個情委による勧告・命令
	行政機関	—	個情委による勧告 ※3
	独法等	—	
	地方公共団体等	—	

※1 原則として民間事業者と同様の規律を適用することとする一部の独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人については、監視・監督についても民間事業者と区別せず、個人情報保護委員会が民間事業者に対して有する一般の監督権限に服する。

※2 学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、学術研究機関等の策定する自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。

※3 個情委による監視権限の対象が、対等の立場にある他の行政機関であることなどから、他の制度との均衡を踏まえ、罰則による担保のある立入検査を罰則による担保のない実地調査とし、また、違反に対して罰則が科される命令については規定しない。

【参考】検討のスケジュール

13

	令和元年	令和2年						令和3年
		12月	1～3月	4～6月	7～9月	10・11月	12月	
タスク フォース ※関係省庁 局長級	★ 第1回				★ 第2回 ・中間整理			★ 第3回 ・最終報告
有識者 検討会		★ 第1回	★ 第2回	★ 第3回	★ 第4回	★ 第5回	★ 第6回	★ 第7回 ・中間整理案 ★ 第8回 ★ 第9回 ★ 第10回 ★ 第11回 ・最終報告案
その他					↔ 各省協議 ↔ パブコメ		↔ 各省協議 ↔ パブコメ	改正法案 提出

【参考】検討スキーム

<事務的検討>

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法
制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方、一
元化後の事務処理体制の在り方及び地方公共団体
の個人情報保護制度の在り方を検討するため、内
閣官房に設置

構成員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房情
報通信技術（IT）総合戦略室長代理（副政府
CIO）、内閣審議官（内閣官房副長官補付）、
内閣審議官（内閣官房情報通信技術（IT）総合
戦略室）、個人情報保護委員会事務局長、総務
省行政管理局長、総務省自治行政局長（+議題
に応じた関係省庁の幹部職員）

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース幹事会

構成員：内閣審議官（内閣官房副長官補付）、内閣審
議官（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略
室）、個人情報保護委員会事務局審議官、総務
省大臣官房政策立案総括審議官（併任行政管理
局）、総務省大臣官房審議官（地方行政・個人
番号制度、地方公務員制度、選挙担当）（+議
題に応じた関係省庁の幹部職員）

<有識者等による検討>

個人情報保護制度の見直しに関する検討会

役割：民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る法
制の一元化（規定の集約・一体化）の在り方、一
元化後の事務処理体制の在り方及び地方公共団体
の個人情報保護制度の在り方について検討

構成員：行政法学者、情報法学者、各分野の学識経験
者等

庶務：内閣官房が、個人情報保護委員会及び総務省の
事務の協力を得つつ開催

有識者構成員

生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
佐藤 一郎	国立情報学研究所教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋	法政大学法学部教授 ※座長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
根本 勝則	日本経済団体連合会専務理事
増田 悅子	全国消費生活相談員協会理事長
森 亮二	英知法律事務所弁護士